

# 不正改造車を作らない!! 乗らない!!

~10月は「不正改造車排除強化月間」~



自動車は、生活に欠かせない移動手段となっているのみならず、レジャー等の場面においても広く用いられるとともに、ニーズに応じて趣向を凝らした、様々な部品等が販売されており、手軽に取付け等ができる状況にあります。

しかしながら、①タイヤ・ホイールの車体外へのみ出し②運転者席・助手席の窓ガラスへの着色フィルムの貼付け③灯火の色が不適切な灯火・点滅や回転する灯火等の取り付け・装備が義務付けされている灯火の取り外し④マフラーの切断・取り外し及び基準不適合マフラーの装着⑤基準外ウイング（エア・スポイラー）の取り付け等の不正改造を施された車両が存在し、国民生活の安全・安心を脅かしていることが問題となっています。

これらについては、それぞれ①歩行者に危険を及ぼすとともに車体やブレーキ機構への干渉により故障・事故の原因となる②運転者の視界を妨げ状況確認が困難となる③周囲の交通に誤認を与える④周囲に騒音をまき散らし平穏な生活を破壊する⑤他の交通の妨げにつながるため、禁止されています。

沖縄総合事務局運輸部では、これら不正改造を排除し、車両の安全確保及び環境保全を図るため、沖縄県警察本部、独立行政法人自動車技術総合機構、軽自動車検査協会、関係機関及び関係団体と協力して、「不正改造車を排除する運動」を展開し、特に10月を強化月間として重点的な取組を行っています。

この機会に是非、どのような改造が不正改造になるのかについて理解

お問い合わせ先

運輸部 車両安全課

☎ 098-866-1837

不正改造車・迷惑黒煙車を確認したら、左記まで情報を寄せ下さい。  
不正改造車・迷惑黒煙車情報提供窓口



不正改造に関するアンケート

を深めていただき、不正改造とならないよう注意しましょう。

